

P-3. 医療機関における RI の安全管理に関する問題点について

科学技術庁原子力安全

今野 辰次

(1) RI 使用と法規制

医療機関において診療用に使用される X 線装置、RI 装備の照射器、放射性医薬品等の利用する放射線源の種類やこれらの設置者の違いによって、それぞれ規制の根拠法規や監督指導の所管官庁が異なるため、医療機関によっては、その手続きや取扱に関する認識に若干の混乱がみられる。しかし、規制の内容においては、基本的には障害防止法とおおむね同一であり、病院等として一貫した放射線管理体制として整備する必要がある。

(2) 立入検査結果等からみた問題点

行政管理庁調査結果(48年8月)、総点検実施結果(49年6月)及び障害防止法に基づく立入検査結果等において、法令の諸規定にてらして不摘事項を指摘される場合が医療機関において特に目立ち、管理体制上の不備事項を指摘される場合が多い。

(3) 安全管理体制の整備

医療機関における放射線管理の現状は、管理者、放射線取扱主任者、作業従事者との関係について指揮系統と責任分担が明確でなく、放射線取扱主任者の監督指導が病院全体に及び難い場合がかなり多く見うけられる。

放射線管理部門の専門機構を設置する等放射線管理のシステム化を図り、第三者管理方式を整備する必要がある。

(4) 教育訓練

管理体制の整備とともに、従事者に対する教育訓練が安全確保の重要な柱となる。

医療における RI 利用の特質からみても、個々の安全管理の側面では、取扱者の安全取扱いに関する自覚に依存する面が大きい。

安全確保は、知識や技術のみに期待することはできず、学校教育の場も含めて、放射線の安全取扱いについて、実効のある教育訓練を実施し、取扱者個々に安全取扱いの自覚と認識を持たせることが肝要である。

P-4. RI を投与された患者の問題点

名古屋保健衛生大学 放射線科

古賀 佑彦

RI を投与された患者は 1 種の放射線源である。第 3 者に対しては、外部被曝を与える線源であるし、また、排泄物による環境汚染は、それを体内にとり込むことによって、内部被曝を生ぜしめることになる。医療施行規則では、治療目的で放射線源をもっている患者は、放射線治療病室へ収容しなければならないことをきめているものの、その具体的な収容基準は明らかでない。

古賀と西沢らは、外部被曝にもとづく、収容基準と内部被曝によるそれについて、すでに提案を行っているが、診療の目的で体内に入れられた RI の排泄経路の量的な推移を知ることが重要な課題とくても残っている。

以上のような問題点について考察を行う予定である。